

法学研究科

○ディプロマポリシー

本研究科は、ビジネス法学および自治行政関連分野における幅広くかつ深い学識を備え、問題発見および解決の能力を持ち、企業、行政機関、NPOなどで専門実務家として社会に貢献できる人材の育成を目的としています。学位の取得のためには2年以上在籍し、所定の単位の修得、および所定の過程を経て修士論文の審査および最終試験に合格することが必要であり、これらの過程および審査に合格した者に修士（法学）の学位が授与されます。学位授与に至るプロセスは、客観的な基準と公正な手続き・評価システムによって進められます。必修科目の「ガバナンス論」を履修（留学生の場合はこれに「法学文献講読」もあわせて履修）のうえ、指導教員が担当する「特別研究」を履修することが求められます。また、およそ半年ごとに行われる所定の審査に合格することが必要になります。そうした過程を経て所定の様式に沿った修士論文を完成させ審査を受けた上、法学研究科委員会の承認により学位が授与されます。論文の審査にあたっては、課題設定の妥当性、問題意識の明確さ、研究方法の一貫性、論旨展開・文章表現の適切さなどの観点から、上に掲げた本研究科の目的にかなうものであるかどうか審査の基準となります。

○カリキュラムポリシー

法学研究科では、ディプロマポリシーが求める人材養成方針を満たすため、以下のような科目を提供しています。1. 専門実務家としての法的思考能力を身に付けるための基礎を形成する科目

2. 行政機関やNPOなどで一翼を担うために必要な法的思考能力及び政策形成能力を養成する科目

3. コンプライアンス、コーポレートガバナンスの知識や判断能力を育成する科目